

## 当事者目録の表示に関する記載例集

### 【記載例 1】 住所変更，商号変更等がある場合

〒000-0000

札幌市中央区南 条東 丁目 番号

(不動産登記簿上の住所)

札幌市中央区南 条西 丁目 番地

債務者 株式会社

(債務名義上の商号 有限会社)

代表者代表取締役

当事者の表示は，債務名義及び不動産登記事項証明書（以下「登記簿等」といいます。）上の表示と一致している必要があります。当事者の現住所が登記簿等上の住所から移転した場合や法人の商号変更（自然人の場合は氏，名の変更）をした場合は，登記簿等上の住所や氏名・名称を併記し，同一であることを証する資料として法人閉鎖事項証明書や住民票除票等の添付が必要になります。

### 【記載例 2】 破産手続中の場合

〒000-0000

札幌市中央区南 条西 丁目 番号 法律事務所

(破産者の住所 札幌市南区南 条東 丁目 番号)

債務者兼所有者 破産者 株式会社

破産管財人

破産手続中であっても，対象不動産が破産財団から放棄されている場合は，所有者は清算人となります。清算人が選任されていなければ，所有者の特別代理人の選任が必要になります。

【記載例 3】 競売申立てと同時に特別代理人選任申請をする場合

〒000-0000

札幌市南区南 条東 丁目 番 号

債務者兼所有者 株式会社

特別代理人

( 申立時にはまだ特別代理人が選任されていないので，空欄のままでよい。 )

【記載例 4】 当事者が死亡し，相続人が不存在（不分明）の場合

〒000-0000

札幌市北区北 条東 丁目 番 号

債務者兼所有者 亡 相続財産

〒000-0000

札幌市中央区南 条西 丁目 番 号 法律事務所

上記相続財産管理人

相続人が相続放棄等で不存在（不分明）の場合には，家庭裁判所に相続財産管理人の選任申立をすることになります。

住所は，被相続人の死亡時の住所（相続財産管理人の選任審判書に記載された住所）を記載します。

【記載例 5】 形式競売の場合

〒0000-0000

札幌市中央区南 条西 丁目 番 号

申立人

〒0000-0000

札幌市北区北 条東 丁目 番 号

相手方

各種の形式競売（担保権の実行としての競売の例によるものとされている，民事執行法以外の法律の規定による換価のための競売手続を指します。）では，当事者をそれぞれ「申立人」，「相手方」と表示します。